

1. 特別口座から一般口座への振替のご案内

株券の電子化時(平成21年1月5日)までに、株式をお取引の証券会社を通じて株式会社証券保管振替機構(ほふり)に預託されていなかった場合、株主さまの株式は、特別口座で管理されています。

特別口座で管理されている株式を譲渡する場合は、特別口座と同一の名義で開設されている証券会社等の一般口座へ振替を行う必要があります。

将来の株式譲渡をスムーズに行えるように、あらかじめ特別口座から一般口座に振り替えておくことをお勧めします。

手続きの詳細は 三井住友信託銀行 証券代行部(0120-176-417)までお問い合わせください。

2. 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数(1,000株)とされており、単元未満株式はお取引できませんが、単元未満株式の買取請求制度および単元未満株式の買増請求制度をご利用いただけます(手数料不要)。

買取制度とは 株主さまがご所有の単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。
(例)500株をご所有の株主さまが、その500株を当社に時価で売却し、代金を受領する。

買増制度とは 証券取引所での売却が可能となるように、株主さまがご所有の単元未満株式を単元の株式(1,000株)にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。
(例)500株をご所有の株主さまが、500株を当社から購入し、1,000株にする。

※単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座でご所有の株式についても、一般口座に振り替えることなく行うことができます。

手続きの詳細は 一般口座でご所有の株式:お取引の証券会社等の口座管理機関までお問い合わせください。
特別口座でご所有の株式:三井住友信託銀行 証券代行部(0120-176-417)までお問い合わせください。

3. 配当金の受取方法(口座振込)のご案内

配当金のお受取りにつきましては、配当金領収証によるお受取り以外に、次の受取方法をご利用いただけます。いずれも、安全、確実、迅速な受取方法であり、これらの方法をお勧めします。

- ①銀行預金口座への振込
- ②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込
- ③「登録配当金受領口座方式」でのお受取り(株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預金口座で受領する方法)
- ④「株式数比例配分方式」でのお受取り(株主さまが口座をお持ちの証券会社等の口座管理機関ごとに証券会社等の口座で受領する方法)

※③の方法につきましては、ゆうちょ銀行の貯金口座は指定できません。
特別口座でご所有の株式につきましては、④の方法をご利用いただくことはできません。

手続きの詳細は 一般口座でご所有の株式:お取引の証券会社等の口座管理機関までお問い合わせください。
特別口座でご所有の株式:三井住友信託銀行 証券代行部(0120-176-417)までお問い合わせください。

4. 未受領配当金のお受取りについて

払渡期間が経過した配当金のお受取りにつきましては、三井住友信託銀行の全国本支店または証券代行部(0120-176-417)までお問い合わせください。

株主メモ

●事業年度／4月1日から翌年3月31日まで

●基準日

定時株主総会 3月31日

期末配当 3月31日

中間配当 9月30日

●定時株主総会開催月／6月

●株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

(同連絡先)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-176-417

●公告の方法

電子公告

(公告掲載アドレス：<http://www.osakagas.co.jp/index.html>)

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。



大阪ガス株式会社

〒541-0046

大阪市中央区平野町4-1-2

TEL 06-6202-2955